

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 要求水準書新旧対照表(R4. 3. 31 修正版)

No.1

頁	新	旧	合意文書・日付等																																																																				
表紙	粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 要求水準書 平成 26 年 6 月 13 日初版 (平成 26 年 7 月 25 日修正版) (令和 4 年 3 月 31 日修正版) 粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室及び学校給食共同調理場	粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 要求水準書 平成 26 年 6 月 13 日_____ (平成 26 年 7 月 25 日修正版) _____ 粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室_____	修正版及び施設名の追加																																																																				
1	第 1 総則 1 本書の位置づけ 本要求水準書は、……具体的な指針を示すものである。 <u>なお、平成 29 年 4 月 7 日供用開始以降、維持管理運営業務の一部において、町と事業者が協議のうえ、状況変化に対応した内容の変更、追加及び修正等、双方合意に達した内容についても本書に含むものとする。</u>	第 1 総則 1 本書の位置づけ 本要求水準書は、……具体的な指針を示すものである。 _____ _____ _____	変更契約に至らない状況変化に対応した(実態に即した)軽微な変更をする場合の明文化																																																																				
1	(2) 要求水準の変更手続き 要求水準の変更に伴い、……必要な契約変更を行うものとする。 <u>ただし、軽微な変更については、覚書又は確認書等の書面により、双方合意(費用負担を含む。)のうえ、取り交わすことができるものとする。</u> 詳細については、事業契約書において示す。	(2) 要求水準の変更手続き 要求水準の変更に伴い、……必要な契約変更を行うものとする。 _____ _____ _____	変更契約に至らない状況変化に対応した(実態に即した)軽微な変更をする場合の明文化																																																																				
2	コ 食器・食缶等 食器・食器かご、食缶、おたま、 <u>しゃもじ、トング(パーソナル)及びアレルギー対応食専用容器</u> 等、児童生徒が使用する備品をいう。	コ 食器・食缶等 食器・食器かご、食缶、おたま_____等、児童生徒が使用する備品をいう。	令和 3 年 4 月 1 日付確認書																																																																				
3	イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備 c. 対応アレルギー：表示義務原材料(乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生)及び <u>ごま</u> _____	イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備 c. 対応アレルギー：表示義務原材料(乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生)及び <u>ごま・ごま油</u> _____	平成 29 年 8 月 8 日付確認書																																																																				
5~6	ウ 各種基準等 a. 学校給食実施基準(平成 21 年文部科学省告示第 61 号) : g. 調理場における洗浄・消毒マニュアル(Part2)(平成 22 年 3 月文部科学省ホ-ツ・青少年局学校健康教育課) <u>h. 学校給食における食物アレルギー対応指針(平成 27 年 3 月文部科学省)</u> <u>i. 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成 20 年 3 月財団法人日本学校保健会)</u> <u>j. 食に関する指導の手引き(平成 22 年 3 月文部科学省)以降、記号(ee. まで)の繰り下げ</u>	ウ 各種基準等 a. 学校給食実施基準(平成 21 年文部科学省告示第 61 号) : g. 調理場における洗浄・消毒マニュアル(Part2)(平成 22 年 3 月文部科学省ホ-ツ・青少年局学校健康教育課) _____ _____ <u>h. 食に関する指導の手引き(平成 22 年 3 月文部科学省)以降、記号(cc. まで)の繰り下げ</u>	平成 29 年 8 月 8 日付確認書																																																																				
6	(5) 事業実施スケジュール(変更) 本事業の実施スケジュール(変更)は、次に示すとおりとする。 <table border="1" data-bbox="289 1492 951 1685"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業契約締結</td> <td>平成 26 年 12 月 4 日仮契約日(契約効力発生の日平成 27 年 1 月 21 日)</td> </tr> <tr> <td>施設整備及び開業準備期間</td> <td>平成 27 年 9 月 1 日~平成 29 年 4 月 6 日</td> </tr> <tr> <td>現学校給食センター解体・撤去期間</td> <td>平成 29 年 3 月春季休暇~平成 29 年 6 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営期間</td> <td>平成 29 年 4 月 7 日~令和 13 年 8 月末</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	スケジュール	事業契約締結	平成 26 年 12 月 4 日仮契約日(契約効力発生の日平成 27 年 1 月 21 日)	施設整備及び開業準備期間	平成 27 年 9 月 1 日~平成 29 年 4 月 6 日	現学校給食センター解体・撤去期間	平成 29 年 3 月春季休暇~平成 29 年 6 月 30 日	維持管理・運営期間	平成 29 年 4 月 7 日~令和 13 年 8 月末	(5) 事業実施スケジュール_____ 本事業の実施スケジュール_____は、次に示すとおりとする。 <table border="1" data-bbox="982 1492 1644 1685"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業契約締結</td> <td>平成 26 年 12 月下旬</td> </tr> <tr> <td>施設整備及び開業準備期間</td> <td>事業契約締結の翌日~平成 28 年 8 月末</td> </tr> <tr> <td>現学校給食センター解体・撤去期間</td> <td>平成 28 年 7 月 20 日(予定)~解体・撤去終了時</td> </tr> <tr> <td>維持管理・運営期間</td> <td>平成 28 年 9 月~平成 43 年 8 月末</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	スケジュール	事業契約締結	平成 26 年 12 月下旬	施設整備及び開業準備期間	事業契約締結の翌日~平成 28 年 8 月末	現学校給食センター解体・撤去期間	平成 28 年 7 月 20 日(予定)~解体・撤去終了時	維持管理・運営期間	平成 28 年 9 月~平成 43 年 8 月末	平成 28 年 6 月 14 日付変更契約書																																																
実施内容	スケジュール																																																																						
事業契約締結	平成 26 年 12 月 4 日仮契約日(契約効力発生の日平成 27 年 1 月 21 日)																																																																						
施設整備及び開業準備期間	平成 27 年 9 月 1 日~平成 29 年 4 月 6 日																																																																						
現学校給食センター解体・撤去期間	平成 29 年 3 月春季休暇~平成 29 年 6 月 30 日																																																																						
維持管理・運営期間	平成 29 年 4 月 7 日~令和 13 年 8 月末																																																																						
実施内容	スケジュール																																																																						
事業契約締結	平成 26 年 12 月下旬																																																																						
施設整備及び開業準備期間	事業契約締結の翌日~平成 28 年 8 月末																																																																						
現学校給食センター解体・撤去期間	平成 28 年 7 月 20 日(予定)~解体・撤去終了時																																																																						
維持管理・運営期間	平成 28 年 9 月~平成 43 年 8 月末																																																																						
8	d. 食器・食缶等 ・食器(調達は、町が行う。)については、4 種類とし、材質は PEN 樹脂製とする。 ・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トング(万能ロールトングスタンド付)</u> ) (調達は、町が行う。)を提供する。	d. 食器・食缶等 ・食器(調達は、町が行う。)については、4 種類とし、材質は PEN 樹脂製とする。 ・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____ (調達は、町が行う。)を提供する。	令和 3 年 4 月 1 日付確認書																																																																				
	g. 配送校とその所在地 <table border="1" data-bbox="289 1947 951 2184"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大川小学校</td> <td>粕屋町戸原東 3 丁目 5 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>仲原小学校</td> <td>粕屋町仲原 1 丁目 16 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>粕屋西小学校</td> <td>粕屋町大字仲原 2445 番地</td> </tr> <tr> <td>粕屋中央小学校</td> <td>粕屋町若宮 2 丁目 2 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>粕屋中学校</td> <td>粕屋町大字仲原 1707 番地</td> </tr> <tr> <td>粕屋東中学校</td> <td>粕屋町大字江辻 430 番地</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	住所	大川小学校	粕屋町戸原東 3 丁目 5 番 1 号	仲原小学校	粕屋町仲原 1 丁目 16 番 1 号	粕屋西小学校	粕屋町大字仲原 2445 番地	粕屋中央小学校	粕屋町若宮 2 丁目 2 番 1 号	粕屋中学校	粕屋町大字仲原 1707 番地	粕屋東中学校	粕屋町大字江辻 430 番地	g. 配送校とその所在地 <table border="1" data-bbox="982 1947 1644 2184"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大川小学校</td> <td>粕屋町大字戸原 10</td> </tr> <tr> <td>仲原小学校</td> <td>粕屋町仲原 1-16-1</td> </tr> <tr> <td>粕屋西小学校</td> <td>粕屋町大字仲原 2445 _____</td> </tr> <tr> <td>粕屋中央小学校</td> <td>粕屋町若宮 2-2-1</td> </tr> <tr> <td>粕屋中学校</td> <td>粕屋町大字仲原 1707 _____</td> </tr> <tr> <td>粕屋東中学校</td> <td>粕屋町大字江辻 430 _____</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	住所	大川小学校	粕屋町大字戸原 10	仲原小学校	粕屋町仲原 1-16-1	粕屋西小学校	粕屋町大字仲原 2445 _____	粕屋中央小学校	粕屋町若宮 2-2-1	粕屋中学校	粕屋町大字仲原 1707 _____	粕屋東中学校	粕屋町大字江辻 430 _____	住居表示の追加及び正式住所名																																								
学校名	住所																																																																						
大川小学校	粕屋町戸原東 3 丁目 5 番 1 号																																																																						
仲原小学校	粕屋町仲原 1 丁目 16 番 1 号																																																																						
粕屋西小学校	粕屋町大字仲原 2445 番地																																																																						
粕屋中央小学校	粕屋町若宮 2 丁目 2 番 1 号																																																																						
粕屋中学校	粕屋町大字仲原 1707 番地																																																																						
粕屋東中学校	粕屋町大字江辻 430 番地																																																																						
学校名	住所																																																																						
大川小学校	粕屋町大字戸原 10																																																																						
仲原小学校	粕屋町仲原 1-16-1																																																																						
粕屋西小学校	粕屋町大字仲原 2445 _____																																																																						
粕屋中央小学校	粕屋町若宮 2-2-1																																																																						
粕屋中学校	粕屋町大字仲原 1707 _____																																																																						
粕屋東中学校	粕屋町大字江辻 430 _____																																																																						
9	【予測最大食数】 <table border="1" data-bbox="289 2249 951 2822"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>最大食数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 28 年度</td><td>5,070</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>5,350</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>5,577</td></tr> <tr><td>平成 31 年度・令和元年度</td><td>5,836</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>6,050</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>6,264</td></tr> <tr><td>令和 4 年度</td><td>6,402</td></tr> <tr><td>令和 5 年度</td><td>6,411</td></tr> <tr><td>令和 6 年度</td><td>6,432</td></tr> <tr><td>令和 7 年度</td><td>6,358</td></tr> <tr><td>令和 8 年度</td><td>6,209</td></tr> <tr><td>令和 9 年度</td><td>6,016</td></tr> <tr><td>令和 10 年度</td><td>5,786</td></tr> <tr><td>令和 11 年度</td><td>5,566</td></tr> <tr><td>令和 12 年度</td><td>5,361</td></tr> <tr><td>令和 13 年度</td><td>5,163</td></tr> </tbody> </table>	年度	最大食数	平成 28 年度	5,070	平成 29 年度	5,350	平成 30 年度	5,577	平成 31 年度・令和元年度	5,836	令和 2 年度	6,050	令和 3 年度	6,264	令和 4 年度	6,402	令和 5 年度	6,411	令和 6 年度	6,432	令和 7 年度	6,358	令和 8 年度	6,209	令和 9 年度	6,016	令和 10 年度	5,786	令和 11 年度	5,566	令和 12 年度	5,361	令和 13 年度	5,163	【予測最大食数】 <table border="1" data-bbox="982 2249 1644 2822"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>最大食数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 28 年度</td><td>5,070</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>5,350</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>5,577</td></tr> <tr><td>平成 31 年度</td><td>5,836</td></tr> <tr><td>平成 32 年度</td><td>6,050</td></tr> <tr><td>平成 33 年度</td><td>6,264</td></tr> <tr><td>平成 34 年度</td><td>6,402</td></tr> <tr><td>平成 35 年度</td><td>6,411</td></tr> <tr><td>平成 36 年度</td><td>6,432</td></tr> <tr><td>平成 37 年度</td><td>6,358</td></tr> <tr><td>平成 38 年度</td><td>6,209</td></tr> <tr><td>平成 39 年度</td><td>6,016</td></tr> <tr><td>平成 40 年度</td><td>5,786</td></tr> <tr><td>平成 41 年度</td><td>5,566</td></tr> <tr><td>平成 42 年度</td><td>5,361</td></tr> <tr><td>平成 43 年度</td><td>5,163</td></tr> </tbody> </table>	年度	最大食数	平成 28 年度	5,070	平成 29 年度	5,350	平成 30 年度	5,577	平成 31 年度	5,836	平成 32 年度	6,050	平成 33 年度	6,264	平成 34 年度	6,402	平成 35 年度	6,411	平成 36 年度	6,432	平成 37 年度	6,358	平成 38 年度	6,209	平成 39 年度	6,016	平成 40 年度	5,786	平成 41 年度	5,566	平成 42 年度	5,361	平成 43 年度	5,163	元号改正による(2019 年 5 月 1 日から「令和元年」)
年度	最大食数																																																																						
平成 28 年度	5,070																																																																						
平成 29 年度	5,350																																																																						
平成 30 年度	5,577																																																																						
平成 31 年度・令和元年度	5,836																																																																						
令和 2 年度	6,050																																																																						
令和 3 年度	6,264																																																																						
令和 4 年度	6,402																																																																						
令和 5 年度	6,411																																																																						
令和 6 年度	6,432																																																																						
令和 7 年度	6,358																																																																						
令和 8 年度	6,209																																																																						
令和 9 年度	6,016																																																																						
令和 10 年度	5,786																																																																						
令和 11 年度	5,566																																																																						
令和 12 年度	5,361																																																																						
令和 13 年度	5,163																																																																						
年度	最大食数																																																																						
平成 28 年度	5,070																																																																						
平成 29 年度	5,350																																																																						
平成 30 年度	5,577																																																																						
平成 31 年度	5,836																																																																						
平成 32 年度	6,050																																																																						
平成 33 年度	6,264																																																																						
平成 34 年度	6,402																																																																						
平成 35 年度	6,411																																																																						
平成 36 年度	6,432																																																																						
平成 37 年度	6,358																																																																						
平成 38 年度	6,209																																																																						
平成 39 年度	6,016																																																																						
平成 40 年度	5,786																																																																						
平成 41 年度	5,566																																																																						
平成 42 年度	5,361																																																																						
平成 43 年度	5,163																																																																						

頁	新	旧	合意文書・日付等								
10	<p>j. 光熱水費の負担 施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務に係る光熱水費は、事業者が負担する。 環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減ができる限り図られるように業務を実施すること。</p> <p><u>k. 事業者(構成員間)の相互協力</u> 本書は、事業者(複数の民間事業者で構成。「構成員」という。)に対する要求水準書であるため、各種業務別の構成員となっていない場合は、構成員間で協議のうえ、協力して業務を行わなければならない。</p>	<p>j. 光熱水費の負担 施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務に係る光熱水費は、事業者が負担する。 環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減ができる限り図られるように業務を実施すること。</p>	平成31年2月1日付確認書								
11	<p>第2 施設整備業務 1 対象業務 本事業について事業者が行う施設整備業務は、以下のとおりとする。なお、食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・トング(万能ロールトングスタンド付))の調達、配膳室の改修、町道認定手続は、町が直接行うものとし、事業範囲外とする。</p>	<p>第2 施設整備業務 1 対象業務 本事業について事業者が行う施設整備業務は、以下のとおりとする。なお、食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____ )の調達、配膳室の改修、町道認定手続は、町が直接行うものとし、事業範囲外とする。</p>	令和3年4月1日付確認書								
20	<p>第4 維持管理業務 1 維持管理業務総則 (1)維持管理基本総則 事業者は、以下の方針を基本として維持管理業務を実施すること。<u>なお、運営業務については30ページ以降を参照すること。</u> (3)実施体制 ア 事業者は、本事業における維持管理<u>運営</u>業務の総括責任者として、……職員を指揮監督する維持管理<u>運営</u>責任者を常勤……配置すること。 ウ 維持管理<u>運営</u>業務の……反映すること。 エ 維持管理<u>運営</u>業務全般に……構築すること。</p>	<p>第4 維持管理業務 1 維持管理業務総則 (1)維持管理基本総則 事業者は、以下の方針を基本として維持管理業務を実施すること。_____ (3)実施体制 ア 事業者は、本事業における維持管理____業務の総括責任者として、……職員を指揮監督する維持管理____責任者を常勤……配置すること。 ウ 維持管理____業務の……反映すること。 エ 維持管理____業務全般に……構築すること。</p>	実質の総括責任者は、運営業務を担当する東洋食品に在籍しているが、維持管理業務についても窓口になっている。								
21	<p>(4)対象期間 維持管理<u>運営</u>業務の対象期間は、……(令和13年8月末)までとする。</p>	<p>(4)対象期間 維持管理____業務の対象期間は、……(平成43年8月末)までとする。</p>	新元号による。								
23	<p>2 維持管理各業務内容及び水準 (1)建物維持管理業務 ア 対象範囲及び対象業務</p> <table border="1"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>本体建物、付帯施設(敷地内の建築物全て含む。)</td> </tr> <tr> <td>対象業務</td> <td>対象範囲各部の点検(建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査含む。)、保守、修繕、更新</td> </tr> </table>	対象範囲	本体建物、付帯施設(敷地内の建築物全て含む。)	対象業務	対象範囲各部の点検(建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査含む。)、保守、修繕、更新	<p>2 維持管理各業務内容及び水準 (1)建物維持管理業務 ア 対象範囲及び対象業務</p> <table border="1"> <tr> <td>対象範囲</td> <td>本体建物、付帯施設(敷地内の建築物全て含む。)</td> </tr> <tr> <td>対象業務</td> <td>対象範囲各部の点検_____保守、修繕、更新</td> </tr> </table>	対象範囲	本体建物、付帯施設(敷地内の建築物全て含む。)	対象業務	対象範囲各部の点検_____保守、修繕、更新	法律に基づく点検は必須業務である。
対象範囲	本体建物、付帯施設(敷地内の建築物全て含む。)										
対象業務	対象範囲各部の点検(建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査含む。)、保守、修繕、更新										
対象範囲	本体建物、付帯施設(敷地内の建築物全て含む。)										
対象業務	対象範囲各部の点検_____保守、修繕、更新										
28	<p>(ウ)一般エリア f. 見学者スペース及び玄関の窓ガラスは、<u>適宜</u>清掃すること。ただし、……ものとする。 (エ)建築設備 a. 換気扇及びフィルター・フード類は、…すること。 g. パイプ類は、錆の発生<u>や</u>スケールの付着により……を行うこと。 i. 排水管は、月1回以上点検(カメラ調査等)を行い、<u>適宜</u>清掃を行うこと。 j. グリストラップ及び汚水中継槽等を設置する場合は、……汲み取ること。 (オ)留意事項 a. 清掃に関する……作成し、維持管理<u>運営</u>の総括責任者が……を図ること。</p>	<p>(ウ)一般エリア f. 見学者スペース及び玄関の窓ガラスは、<u>1週間に1回以上</u>清掃すること。ただし、……ものとする。 (エ)建築設備 a. 換気扇及びフィルター・フード__は、…すること。 g. パイプ類は、錆の発生<u>による</u>スケールの付着により……を行うこと。 i. 排水管は、月1回以上点検 _____を行い、<u>1日に1回以上</u>清掃を行うこと。 j. グリストラップ_____を設置する場合は、……汲み取ること。 (オ)留意事項 a. 清掃に関する……作成し、維持管理____の総括責任者が……を図ること。</p>	年間業務スケジュールにより管理されている。実態として、実施の必要性や不合理な条件となっている。表記以外で実施している建築設備が存在している。								
29	<p>ウ 調理設備 (ア)冷蔵庫 c. 清掃の頻度は、……及び冷媒チューブ類は、……行うこと。 (イ)冷蔵庫 a. 給電コード、冷媒チューブ、コンプレッサー類の……させないこと。 b. 清掃の頻度は、……及び冷媒チューブ類は、……行うこと。</p>	<p>ウ 調理設備 (ア)冷蔵庫 c. 清掃の頻度は、……及び冷媒チューブ__は、……行うこと。 (イ)冷蔵庫 a. 給電コード、冷媒チューブ、コンプレッサー__の……させないこと。 b. 清掃の頻度は、……及び冷媒チューブ__は、……行うこと。</p>	表記以外で実施している建築設備が存在している。								
30	<p>d. 給水管、……及び冷媒チューブ類の……にすること。</p>	<p>d. 給水管、……及び冷媒チューブ__の……にすること。</p>	同上								
31	<p>第5 運営業務 1 運営業務総則 (3)対象期間 運営業務の対象期間は、……事業期間終了(令和13年8月末)までとする。</p>	<p>第5 運営業務 1 運営業務総則 (3)対象期間 運営業務の対象期間は、……事業期間終了(平成43年8月末)までとする。</p>	新元号による。								

頁	新	旧	合意文書・日付等
31	(4)対象業務 ケ 運営備品等更新業務(食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トン</u> グ(万能ロールトングスタンド付))の更新は、町が行う。	(4)対象業務 ケ 運営備品等更新業務(食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____))の更新は、町が行う。	令和3年4月1日付 確認書
32	キ 食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トン</u> グ(万能ロールトングスタンド付))の再調達及び更新業務	キ 食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____))の再調達及び更新業務	令和3年4月1日付 確認書
39	(ケ)アレルギー対応食の提供 g. アレルギー対応については、……想定している。 ただし、 <u>メニューに占める除去割合が多い場合は、代替食を提供することがある。</u> i. 配送・配膳については、個別 <u>児童</u> 生徒専用の <u>アレルギー対応食</u> ランチジャー及び……防止すること。	(ケ)アレルギー対応食の提供 g. アレルギー対応については、……想定している。 ただし、 <u>メニューに応じて、主な食材がアレルゲンの場合は代替食提供とする。</u> i. 配送・配膳については、個別_____生徒専用の_____ランチジャー及び……防止すること。	平成29年8月8日 付変更協議書
44	(イ)食器・食缶等保守管理業務(略) a. 事業者は、……行う。ただし、食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トン</u> グ(万能ロールトングスタンド付))の更新……報告すること。	(イ)食器・食缶等保守管理業務(略) a. 事業者は、……行う。ただし、食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____))の更新……報告すること。	令和3年4月1日付 確認書
45	(2)町が行う業務 イ 食材調達・検収業務 町は、献立表に応じて食材……行うこと。 <u>ただし、午前8時30分前及び以降随時の納品については、事業者による検収を行うことができる。</u>	(2)町が行う業務 イ 食材調達・検収業務 町は、献立表に応じて食材……行うこと。_____	平成31年2月1日 付確認書
47	ク 食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トン</u> グ(万能ロールトングスタンド付))の再調達及び更新業務 町は運営備品のうち、食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トン</u> グ(万能ロールトングスタンド付))の再調達及び更新を行う。	ク 食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____))の再調達及び更新業務 町は運営備品のうち、食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____))の再調達及び更新を行う。	平成31年2月1日 付確認書
	ケ 給食費の徴収管理業務 町は、給食費の徴収管理を行う。 <u>令和4年度より公会計化を導入する。</u>	ケ 給食費の徴収管理業務 町は、給食費の徴収管理を行う。	公会計化導入の時期
77	7 食器・食缶等 ・食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク・ <u>トン</u> グ(万能ロールトングスタンド付))の調達・更新は、町が行う。	7 食器・食缶等 ・食器・トレイ及び食具(箸・スプーン・フォーク_____))の調達・更新は、町が行う。	令和3年4月1日付 確認書